

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第6号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 職員が生後3年に達しない子を育てる場合 <u>1日につき120分を超えない範囲内</u>で1日2回それぞれ30分、60分又は90分（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日につき120分から当該承認又は請求に係る期間を差し引いた期間を超えない範囲内で1日2回それぞれ30分、60分又は90分）</p> <p>(10)～(14) 略</p> <p>(15) 夏季において盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため必要な場合 その都度必要と認める日。ただし、一の年の6月から9月までの期間 <u>（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の6月から10月までの期間）</u>内において5日（定年前再任用短時間勤務職員等及び育</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 職員が生後3年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日 <u>2回それぞれ30分</u>から当該承認又は請求に係る <u>各回ごとの期間</u>を差し引いた期間）</p> <p>(10)～(14) 略</p> <p>(15) 夏季において盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため必要な場合 その都度必要と認める日。ただし、一の年の6月から9月までの期間内において5日（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、38時間45分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の実平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数（その日数に1日未満の端数が</p>

児短時間勤務職員等にあつては、38時間45分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の実平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。））を限度とする。

(16)～(22) 略

2 前項の規定にかかわらず、同項第6号の2、第10号から第12号の2まで及び第15号の特別休暇の使用は、任命権者が特に必要と認める場合にあっては、任命権者が定める単位とすることができる。

3・4 略

あるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。））を限度とする。

(16)～(22) 略

2 前項の規定にかかわらず、同項第6号の2、第10号から第12号の2まで及び第15号の特別休暇に係る期間は、任命権者が特に必要と認める場合にあっては、任命権者が定める期間とすることができる。

3・4 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。